

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		介護サービス事業者等に対する改善等の勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		介護保険法
条 項		介護保険法第 76 条の 2・第 78 条の 9・第 83 条の 2・第 91 条の 2・第 103 条・※第 113 条の 2・第 114 条の 5・第 115 条の 8・第 115 条の 18・第 115 条の 28・115 条の 34・第 115 条の 45 の 8
所 管 課		福祉局 生活福祉部 監査指導課（電話：048-829-1884）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>「さいたま市介護保険施設等監査実施要綱」又は「さいたま市介護サービス事業者業務管理体制監督要綱」に基づき、介護サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、又は厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認める場合に行なうことができる。</p> <p>また、勧告を受けた介護サービス事業者等が定められた期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>
備 考		※健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 により効力を有するものとされた旧介護保険法条項